平成２１年（フ）第７５２号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町691番地
債務者　神山　政昭
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５３号
群馬県伊勢崎市宮子町3547番地24
債務者　金井　市子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５４号
群馬県前橋市粕川町込皆戸54番地２　ハイツリッチ　Ｃ―201号
債務者　橋爪紗綾香
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５５号
群馬県前橋市大胡町538番地14、住民票上の住所群馬県前橋市上大屋町340番地２
債務者　千吉良年弘
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５６号
群馬県吾妻郡草津町大字草津610番地１　町営住宅　79Ｉ　261号
債務者　昆　　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５８号
群馬県前橋市元総社町1393番地　杜ハイツＡ―105号
債務者　茂木　友二
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６０号
群馬県伊勢崎市美茂呂町3960番地21
債務者　藤本　友美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６１号
群馬県伊勢崎市長沼町640番地22
債務者　オオタ　ヤマウチ　オリエッタ　ロサ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６２号
群馬県前橋市小相木町375番地２　梅山ハイツ201号
債務者　樋口美知子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６９号
群馬県前橋市荻窪町424番地12
債務者　引田　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７７１号
群馬県渋川市有馬651番地１　第３戸塚ハイツ232
債務者　生方あゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３号
群馬県伊勢崎市南千木町2681番地１　ルミナス羽黒台205
債務者　金子　博信
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
群馬県渋川市半田739番地１　エメラルドハイツ101号
債務者　田村　　綾（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1988番地　町営住宅上之手団地第229号
債務者　清水　希望（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
群馬県伊勢崎市宮子町2831番地２　ＧＦＴ宮子205
債務者　佐藤　千明（旧姓若井・新井）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
群馬県伊勢崎市五目牛町７番地４
債務者　滝澤　房代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４８０号
群馬県高崎市根小屋町2313番地85
債務者　浅倉　初代（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部